

平成28年11月22日（火）
津島市建設産業部産業振興課
（横井、村松、加藤）
電話番号0567-24-1111（内線2450、2451）

＜議案名＞議案83号 指定管理者の指定について

指定管理者制度は、地方自治法の一部を改正する法律が平成15年6月13日に公布、同年9月2日に施行され、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、「公の施設」の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。

津島市観光交流センターの管理及び運営について、選定委員会の選定結果に基づいて指定管理者の指定をするため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。

1 公の施設の所在地及び名称

津島市観光交流センター
津島市本町1丁目52番地1、53番地

2 指定管理者の名称及び所在地または住所

株式会社ヒト・コミュニケーションズ
東京都豊島区東池袋1丁目9番6号

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成33年3月31日まで

4 候補者選定の経過

- | | | |
|--------------------------|---------------------|---------------|
| (1) 施設公募開始 | 平成28年8月1日（月） | 広報、HP |
| (2) 申請書の受付 | 平成28年9月2日（金）～20日（火） | 4団体応募 |
| (3) 指定管理者選定委員会
（公開審査） | 平成28年9月26日（月） | プレゼンテーション及び質疑 |

5 選定委員会及び選定基準

- 選定委員会
 - 学識経験者、NPO関係者、施設利用者の計5名で構成
- 選定基準

- ・審査項目として、特に運營業務に関する計画を重点化し、各委員100点の配点で計500点満点とし、合計点の最も高い順に第1順位候補者、第2順位候補者を選定。

6 選定結果

(1) 指定管理者協定候補者

- ・第1順位
東京都豊島区東池袋 1-9-6
株式会社 ヒト・コミュニケーションズ 代表者 安井 豊明
- ・第2順位
津島市下新田町 4-135
特定非営利活動法人まちづくり津島 代表者 黒田 剛司

(2) 選定理由

- ・運營業務面において、具体性があり新たな事業の取り組み内容が提案され、取り組みに挑戦する姿勢が評価できる。
- ・施設の利用促進のための取り組み内容が斬新であり、費用対効果が高い。
- ・管理体制・組織面において、職員の能力向上を図る研修計画が具体的である。
- ・評価結果として、委員5名の合計点は、355点（満点は500点）で最も高い。

7 その他

観光交流センターの概要（平成21年4月4日オープン）

(1) 建物構造等

構造	鉄筋コンクリート造	地上2階建
延床面積	297.10㎡（1階214.07㎡、2階83.03㎡）	
施設内容	本館	鉄筋コンクリート造2階建
		延床面積 297.10㎡（1階214.07㎡、2階83.03㎡）
	トイレ棟	補強コンクリートブロック造、一部鉄骨造平屋建
		延床面積 26.18㎡
	土蔵	木造2階建て
		延床面積 79.50㎡（1階39.75㎡、2階39.75㎡）
	駐車場棟	床面積 14.00㎡
利用形態	本館	1F 催事広場・昼コーナー、観光交流展示コーナー、展示舞台
		2F 事務室、倉庫
	土蔵	1F 茶の湯体感・展示コーナー、和室コーナー
		2F 倉庫

(2) 休館日

- ・月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に該当するときは、その翌日以降の休日でない日）
- ・1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日まで

- ・指定管理者は特に必要があると認めるときは、市の承認を得て臨時に開館又は休館することができる。
- (3) 開館時間
- ・午前9時から午後5時まで
- (4) 指定管理料（平成28年参考）
- ・9,154千円
- (5) 特記事項
- ・平成18年4月12日付、国の登録有形文化財に登録（文部科学省告示第56号）